

平成27年(フ)第6000号

破産者 株式会社goodgo99

平成27年7月7日午後3時破産手続開始決定

平成30年12月10日午後1時30分第8回債権者集会期日

平成30年12月10日

東京地方裁判所民事第20部特定管財K-2A係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-1 MK麹町ビル8階

麹町パートナーズ法律事務所

電話03-3556-6939/Fax03-3234-4525

上記破産者破産管財人 弁護士 小林 克典

第8回債権者集会の報告書

破産財団の残高

金 2億7662万1675円(平成30年11月26日現在)

破産管財業務の経過

別紙のとおり

以上

第1 管財業務の概要

前回集会以降の管財業務の概要は次のとおりである。

1 元代表取締役等に対する法的手続

(1) 元代表取締役からの回収

平成29年1月31日付で成立した元代表取締役 ████████ が破産会社に対して総額1億円を分割で支払う和解に基づき、途中、分割金の支払いが遅れた時期もあったが現在までに1億円を回収した。

(2) マイケル・ウー及び三須磨晶彦に対する責任追及

マイケル・ウーに対しては、台湾の謝弁護士にその交渉を依頼しているが、マイケル・ウーの台湾における資産状況が不明であることや台湾における新たな提訴（民事）には多額の費用を要することから対費用効果の面から破産財団に資することが少ないため、他の有効な方法を検討中である。一方、三須磨晶彦に対する裁判は、本人及び関係者の証人尋問も終了したことから、今後終局的な判決を求めることになるのか、それとも破産財団に有利な他の解決法があるのか検討中である。次回の裁判期日は、平成31年1月15日である。

2 破産会社役員への責任追及

破産会社役員に利得返還を求める訴訟（東京地方裁判所平成28年（ワ）第39890号）は現在も係属中である。後記第4の債権調査の結果によって破産会社役員の利益額が変動することとなるため、最終的な結論が出るまではしばらく時間かかると見込まれる。

3 上位会員への責任追及

リレーションセールスで利得した会員に利得返還を求める訴訟（東京地方裁判所平成28年（ワ）第15630号事件）は、後記第4の債権調査の結果によって相手方らと破産会社との間の金銭のやり取りによる基礎となるべき算定額がほぼ得られる見込みである。したがって、引き延ばし戦術を取っていると

思われる一部の被告を除き、遠からずの解決が期待できる状況にある。

4 ホームページの更新

債権者等の関係者に対する広報のため、次のホームページの更新手続を行なっている（スマートフォン・タブレット端末対応済み）。

<http://www.k-partners.jp/hasan.html>

5 その他

前回報告した熊谷警察署の件は、平成30年8月8日、管財人が熊谷警察署を訪問し、関係資料を同署に交付し、捜査に協力している。

第2 主な換価業務の概要

前回債権者集会後に新たに合計で金3099万9184円を回収した。

第3 破産財団の状況

- 1 平成30年12月7日現在、3億1108万7689円を収集した。
- 2 同日現在の破産財団形成額は、2億7662万1675円である。

第4 負債の状況

1 債権認否のための取引調査について

本年5月、リレーションセールス会員に破産会社との間の取引状況を送付して確認を求める調査を行った。現在、その回答等のデータを整理中である。

下位会員から金銭を預かって破産会社へ送金した旨の上位会員の申告については、総額で約33億円、対象となる下位会員数で2257名であった。また、同姓同名の別人の取引が含まれている等の申告などもあった。これらにより債権額又は債務額が大幅に変動する会員が多数出ると考えられるため、それらの会員を対象に再度の取引調査を行う必要があると考えている。尚、上位会員の死亡等により代行入金が確認できない下位会員に対する措置は別途検討する必要がある。

2 債権認否の準備

上記1記載の通り、再度の取引調査を行って各会員の債権額又は債務額の認定についての精度を高める必要があることから、直ちに、債権認否及び中間配当を行うことは困難であるといわざるを得ない。

第5 今後の予定

1 係属中の訴訟の追行

三須磨晶彦及び元取締役らに対する訴訟並びに提訴済みの上位会員に対する訴訟については、係属中である。破産会社の役員等及び高額利得者に対する利得金返還請求訴訟では、利得金の返還自体は認められる見込みであり、現在は前記取引調査の結果も踏まえての返還金額に関する主張立証という局面に移行している。

2 追加の提訴

マイケル・ウーに対しては、前述のとおり、台湾の謝弁護士に弁済交渉を依頼しており、状況により、マイケル・ウーの居住地である台湾においても訴訟を提起することも検討したが、前述のとおり、破産財団の増殖という観点からは問題があるため、更に対応策を検討したい。また、利益返還に応じない上位会員に対しては、訴訟も含めた返還手続きを進める考えである。

3 債権認否

上記の調査結果及びそれに対する訂正等を求める申告に基づいてなるべく早く正式な債権認否を行い、それに基づいて早期に中間配当を実現すべく努力する。

以上

平成27年(フ)第6000号

破産者 株式会社goodgo99

破産管財人 弁護士 小林 克典

財 産 目 録

(開始決定日=平成27年7月7日現在)

資 産 の 部

単位=円

番号	枝番	科 目	簿価 又は 申立書記載金額	時価評価額	財団組入 (見込)額	備 考	残務 (○=未了)
1		現金 (平成27年7月9日引継)	5,000,000	5,000,000	5,000,000		
2		預金					
	1	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0107045			171,835		
	2	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0149230			0		
	3	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0149214			358		
	4	三井住友銀行 浜松町支店 普通 7625249			51,924		
	5	みずほ銀行 梅田支店 普通 1474234			7,816		
	6	ゆうちょ銀行 62019961			1,090,745		
3		動産(在庫商品)			10,500,000	H27.8.24売却許可	
4		関連会社等からの入金					
	1	株ソワン&ライフ			12,960,000		
	2	株ソワンティック			27,911,520		
	3	株芦屋龍命本舗			51,840,000		
	4	株グッドエイジ			70,000,000		
5		社宅解約清算金			95,233		
6		所得税還付金			12,788		
7		保証金返還(沖縄事務所ガス契約)			5,530		
8		預金利息			18,369		
9		労働保険料還付金			34		
10		分割和解金			104,492,950		
11		利得返還金			26,928,587		
		資産合計	5,000,000	5,000,000	311,087,689		

負 債 の 部

番号	科 目	届出債権額	評価額(異議のない債権額)	備 考
1	財団債権(公租公課)	136,654	206,654	弁済済み
2	財団債権(電気)	29,227	30,041	弁済済み
3	財団債権(水道)	2,517	2,517	弁済済み
4	財団債権(電話等通信)	184,489	185,920	弁済済み
5	普通破産債権	15,326,939,064		※変動予定
	負債合計	15,327,291,951	425,132	

収支計算書

自 平成27年7月7日
至 平成30年12月10日

平成27年(フ)第6000号
破産者 株式会社goodgo99
破産管財人 弁護士 小林 克典

(単位=円)

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	現金(平成27年7月9日引継)	5,000,000	1	小口現金(通信費・事務用品・集会準備費用等)	3,119,789
2	預金解約払戻金	1,322,678	2	倉庫料	655,545
3	在庫商品売却	10,500,000	3	人件費(派遣社員)	6,421,675
4	関連会社等からの入金	162,711,520	4	賠償責任保険料	303,180
5	社宅解約清算金	95,233	5	事務所撤去費等	2,135,904
6	所得税還付金	12,788	6	旅費交通費	2,161,359
7	保証金返還(沖縄事務所ガス契約)	5,530	7	振込手数料・WEB手数料	37,044
8	預金利息	18,369	8	手続費用(破産申立)	458,000
9	労働保険料還付金	34	9	訴訟費用	6,075,000
10	分割和解金	104,492,950	10	業務委託料(コールセンター等)	10,461,614
11	利得返還金	26,928,587	11	公租公課(財団債権)	512,954
			12	公共料金(電気・水道・電話等通信費:財団債権)	218,478
			13	台湾弁護士報酬	211,772
			14	税理士報酬	1,693,700
	合計	311,087,689		合計	34,466,014

差引残高 276,621,675